

## 規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の項及び別表第三埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の項中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に、「第二十三条」を「第八条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。